

工 中途障害者地域活動センター

身

支援法

脳血管疾患等の後遺症による障害者の方々が、生活訓練や地域との交流を行いながら、自立した生活や社会参加を促進するための活動をしています。また、退院後、間もない方へのリハビリ教室も実施しています。

【対象者】 在宅の身体障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設 一覧表」（112頁 参照）

（3）障害者地域作業所

在宅の障害者が自主製品の製作等の、地域の中で社会的活動に参加するためのサービスを受けることができます。

① 身体障害者・知的障害者地域作業所 身 知

【対象者】 主に在宅の身体障害者、知的障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（112～113頁 参照）

② 精神障害者地域作業所 精

【対象者】 主に在宅の精神障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（113頁 参照）

（4）重度重複障害児・者デイサービス

身

知

重症心身障害児施設または障害福祉サービス事業所・障害者支援施設・社会福祉法人型地域活動ホームに通所して、生活援助・訓練等必要な療育を受けることができます。

【対象者】 在宅の重度重複障害児・者

【窓 〇】 児童相談所（1頁）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（113～114頁 参照）

（5）知的障害者福祉工場

作業能力はあっても、対人関係や健康上の理由から一般企業に就職することが困難な知的障害者が就労し、生活指導・健康管理等に配慮された環境の下で社会的自立をめざします。

【窓 〇】 各施設（横浜市内に施設はありません。）

（6）身体障害者・知的障害者地域作業所小規模通所授産施設

障害者授産施設のうち、通所による常時20人未満の施設です。自立生活に必要な訓練を行います。

【対象者】 主に在宅の身体障害者・知的障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（130～131頁 参照）

（7）精神障害者小規模通所授産施設

精神障害者授産施設のうち、通所による常時利用者が20人未満の施設です。自立生活に必要な訓練を行います。

【対象者】 主に在宅の精神障害者 【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（131頁 参照）